塩浜福祉会館「人生・生き活き講座」

シニア

今後の生活・暮らしの課題となる認知症、介護保険、在宅医療、相続、終活を取り上げ、人生の最後まで自分らしい生き方、暮らし方ができるヒントを紹介します。

日8月18日㈫13:30～15:00
※5回連続講座の第1回。希望する講座のみの受講も可
場塩浜福祉会館
対区内在住の60歳以上の方、障害のある方
定50人（申込順）
申8月5日㈬から塩浜福祉会館へ電話・窓口で
※講座の受講には福祉会館への登録が必要（受講当日の登録も可。マイナンバーカード、資格確認書、免許証、障害者手帳等の本人確認書類をご持参ください）
※第2回以降の参加は電話申し込みではなく、当日来館での先着申し込みとなります
問塩浜福祉会館☎03-3647-3901 FAX03-3647-1941

	日時	テーマ・講師
第1回	8/18㈫13:30～15:00	誰もがなりうる認知症を知ろう・学ぼう！ 講嶋忠義（認知症疾患医療センター医師）ほか
第2回	9/4㈮13:30～15:00	介護保険と暮らしに役立つ介護保険以外の福祉サービス ―必要な時に活用するために― 講塩浜長寿サポートセンター職員
第3回	10/5㈪13:30～15:00	地域で暮らし続けるための在宅医療 講保健所職員
第4回	12/4㈮13:30～15:00	誰にも役立つ相続・後見制度・家族信託入門 講岡千津子（東京司法書士会）
第5回	令和9年 2/15㈪13:30～15:00	終活―人生再スタートのために― 講津熊聡史（㈱公益社）

高齢者家族介護教室

介護のコツや健康づくりを学べる講座です。高齢者の介護技術や要介護状態にならないための予防方法等についての知識、技術の習得、介護負担感の軽減を図ることを目的としています。家族介護に備えるための情報もお伝えします。

「薬剤師が伝える！高齢者のお薬との上手な付き合い方」

日9月7日㈪14:00～15:30
定60人（申込順）

実技講習会「椅子からの立ち上がり、床からの立ち上がりの介助をやってみよう!」

日9月15日㈫14:00～15:30
定20人（申込順）

いずれも
場区役所
対区内在住・在勤・在学の方
申8月5日㈬からセントスタッフ㈱申込専用HP・電話またはFAXに9面申込記入例の①～④と⑤希望の日時・コース⑥メールアドレス⑦区内在住・在勤・在学のいずれかを記入し、セントスタッフ㈱へ☎03-6803-5624（月～金曜9:00～17:00　※祝日を除く）FAX03-6803-5838

問地域ケア推進課包括推進係
☎03-3647-9606
FAX03-3647-3165

環境・まちづくり

このほかの記事は11面こうとうインフォメーションに掲載

“移動”で商店街がもっとワクワクに 次世代モビリティの実証実験 in 砂町銀座商店街

もっと巡りやすく、行きやすい商店街を目指し、砂町銀座商店街の防災空地を活用し、歩行者と同じ速度（時速6㎞）のモビリティ（移動用小型車）や電動アシスト自転車を用いた実証実験を行います。期間中、移動用小型車（トヨタ C+walk）や電動アシスト自転車（ドコモ・バイクシェアサービス）が利用できます（有料）。詳細は区HPをご覧ください。

日8月10日㈪～9月9日㈬（予定）
9:00～17:00
[実証実験エリア]
砂町銀座通り（北砂3～5丁目）
問都市計画課都市計画担当（都市交通計画）
☎03-3647-8678
FAX03-3647-9019

▲移動用小型車イメージ

8月は道路ふれあい月間「続け未来に　地域の道路は　たからもの」

道路には私たちの生活を支える身近で重要な役割があります。交通だけでなく、電気・ガス・上下水道などのライフラインの設置場所としての役割もあります。道路を広く、美しく、安全に利用するために、みんなで「ごみやタバコを捨てない」「自転車やバイクを放置しない」「勝手に物や看板を置かない」などのルールを守りましょう。

道路占用許可申請を忘れずに

道路管理者以外の人が道路上（上空・地中も含む）に工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合は、道路法に基づく道路占用許可が必要です。

[対象となる主な物件]
●商店や会社の袖看板や日よけ
●商店街の装飾灯やアーチ
●工事用の仮設足場・仮囲い
※立て看板や置き看板、のぼり旗などは許可の対象になりません
※大きさや高さ、占用面積などの基準があります。詳細はお問い合わせください
問道路課道路占用係
☎03-3647-9689 FAX03-3647-2126

▲道路の占用

広告物を掲出する際は屋外広告物許可のご相談を

屋外に広告物を設置する際は、区への許可申請が必要な場合があります。自分の店舗や会社に名前や商標を表示するときも、表示面積の合計が10㎡を超える場合は許可申請が必要です。

また、設置工事や点検等維持管理が適切に行われないと強風による広告物の飛散等、事故につながり非常に危険です。設置基準は条例で定められています。詳細はお問い合わせください。

問管理課管理係
☎03-3647-9627 FAX03-3647-8454

▲屋外広告物の規制

みんなの道路、きれいに安全に

電柱や街路灯等への違法な広告物（はり紙等）は、街の景観上好ましくありません。区では違法な広告物の除却活動を行い、美観の維持向上に努めています。

また、道路にはみ出している宅地内の樹木は、通行の支障となり交通事故の原因にもなりかねませんので、所有者が剪定（せんてい）等を行ってください。

問施設保全課監察係
☎03-3642-5094 FAX03-3642-4748

▲監察業務について

青少年交流プラザ学習ルームの案内

青少年交流プラザでは学習ルームを開放しています。テスト期間中の学習場所などにぜひご利用ください。開放日は青少年交流プラザHP等でご確認ください　問青少年交流プラザ☎03-3681-7334 FAX03-3681-8732